

## 鳥取県告示第 194 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野田字屋敷299、字原ノ土居453の1、453の2、454、455、字齋谷466の1、466の2、467の1、468から471まで、472の1、473、字細谷558から560まで、561の1、561の2、562、563、大字大杉字生田平876の19、876の22、876の23、876の29

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字野田字屋敷299、字原ノ土居453の1、453の2、454、455、大字大杉字生田平876の19、876の22、876の23、876の29

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野田字和イ谷477の1、字金谷西平505の3から505の5まで、字大谷東平511の10、511の11、字大谷西平515、字細谷519、字鮎返平535の1

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)